第 6025 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 8月 22日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 離婚による財産分与

Q：妻と離婚することになり、私名義の自宅を妻に引き渡すこととなりました。この場合、税金関係はどうなりますか？

A：あなたには、所得税が課されますが、奥様には、税金がかかりません。

【解説】

民法の定めでは、離婚があった場合には、夫婦の一方がその相手方に対して、財産分与の請求ができることとなっています。

この財産分与を、金銭以外の資産の引渡しにより行った場合は、その分与した者が、その資産を時価で譲渡したものとして、所得税が課されることとされています。

これは、資産を引き渡すことによって、財産分与の義務が消滅したという、経済的利益を受けた、という考え方によるものです。

一方、財産分与を受けた奥様については、離婚による財産分与は、婚姻中夫婦で協力して築きあげた財産の精算、という性格のものであるため、贈与税の対象とはならないこととされています。

ただし、取得した財産の額が、婚姻中に夫婦によって得た財産の額やその他の事情を考慮してもなお過大であると認められるときは、その過大な部分については贈与税が課されることになります。